

# 保全ニュースとうほく 【平成30年度 号外①】

～ 建築物の既設の塀の安全点検について（情報提供） ～

平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、国土交通省住宅局においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、同局建築指導課長から都道府県建築行政主務部長あてに「建築物の既設の塀の安全点検について」（平成30年6月21日 国住指第1130号）を通知し、学校に限らず、既存の塀について所有者等に安全確認するよう注意喚起を要請されていますので情報提供いたします。

【記者発表資料】平成30年6月21日 国土交通省住宅局建築指導課  
建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000731.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000731.html)

なお、国家機関の建築物及びその附属施設については、建築基準法のほか官公庁施設の建設等に関する法律に基づき、定期的に点検を実施することとされており、塀も点検項目となっています。

また、国家機関の建築物等の保全に関する基準に基づき、所管する建築物等を支障がない状態に保全する必要があるため、塀も確認項目となっていますので、適切に点検等を実施されますようお願いいたします。

## 建築基準法 平成20年国土交通省告示第282号 別表（抜粋）

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
一 敷地及び地盤	(六)	塀 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと。
	(七)	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。

## 官公法 平成20年国土交通省告示第1350号 別表（抜粋）

		(い) 点検項目	(ろ) 点検方法	(は) 判定基準
一 敷地及び地盤	(三)	塀 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。

○建築物以外の点検項目として、「地盤」、「敷地」、「塀」、「擁壁」等があります。

## 保全の基準 国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領 別表（抜粋）

(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	(に) 確認周期
敷地及び建物の各部	確認を要する状況			
煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工作物	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀の外観	目視及び下げ振り等により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 一目で分かるひび割れ、破損が生じていること。	1年

○建築物以外の支障がない状態の確認項目として、「地盤の不陸、傾斜等」、「敷地内の排水」、「植栽」、「擁壁その他これらに類する工作物」等があります。

### ■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐  
TEL 022-225-2171（内線5513） FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者：保全指導・監督官室長  
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115